

支部ニュース

2019 年 5 月 No.546

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202 号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●布施祐仁さん 学習会（自衛隊の実態から 9 条改憲問題を考える）	・布施祐仁	1
●その後の明乳争議のたたかい	・金井克仁	4
●生活保護返還金決定処分取消裁判 勝訴のご報告	・佐藤 宙	5
●足立区戸籍業務外部委託問題	・石井一禎	8
●メーデーの感想		
※中央メーデーの感想	・岩本拓也	10
※メーデーを終えて	・片木翔一郎	11
※三多摩メーデー	・藤井宏治	12
●5 月 3 日憲法集会に参加して		
※憲法集会感想	・藤原朋弘	13
※憲法集会に参加して	・白根心平	13
※はじめての憲法集会	・山崎大志	14
●みなし「新人」の自己紹介	・澁谷 望	14
●4 月幹事会報告		15
●セクシュアルハラスメント相談窓口の設置に関する規則（案）		18



今年度ソフトボール大会は
10月11日(金)に決定!!
場所は大井ふ頭中央海浜公園♪

布施祐仁さん 学習会

(自衛隊の実態から9条改憲問題を考える)

- 1 ①南西諸島への陸上自衛隊の配備, ②航空母艦の導入, ③イージスアショアの配備をいま自衛隊が進めている。これには共通点が…

(1) 南西諸島配備の中心は地対艦ミサイル

地上から海上の艦艇を攻撃する装備

なぜ、自衛隊は地対艦ミサイルの配備を進めているのか…

中国は、南西諸島付近を通らないと太平洋に出て行けない。中国軍の壁になるよう防御壁を構築

することで、有事の際に東シナ海に封じ込めようとする米国の意図・戦略が背景にあり、本質は南西諸島を守るためではない。

(2) 航空母艦の保有

海上自衛隊の「いずも」型ヘリ搭載護衛艦を改修し、空母として運用

グアム以西の「第2列島線」の内側には島が少なく、日本が空母を保有することで、更に中国封じ込めの壁を強化することができる。

空母に改修した「いずも」は日米のF35Bステルス戦闘機を運用することができる。米軍との共同使用を想定している。これも日本防衛のための装備ではなく、中国を「第1列島線」の内側に封じ込め、その外側（西太平洋）における米軍の覇権を維持するための装備。

(3) イージスアショア

日本政府は北朝鮮のミサイルから日本を守るために必要と説明するが、本質は米軍の太平洋における拠点であるハワイとグアムを防衛すること。米太平洋軍司令官も、日本がイージスアショアを導入してくれれば、米軍は負担の一部を軽減でき、艦船を他の地域で運用することができる、と米議会で証言。

- ①～③の共通点は、自衛隊が紛争の矢面に立ち米国を守る盾となることを目的・意図していることである。

2 第4次アーミテージ報告（2018年10月）

米国の超党派の有識者による日米同盟への提言書（対日要求書）。日本政府は、ほぼこれに沿って安全保障政策を進めてきた（前回2011年は集団的自衛権の行使容認を要求）。

- (1) ①西太平洋有事に即応する日米共同の統合任務部隊の創設, ②対中有事を想定した日米共同作戦計画の策定を提言。
- (2) 戦後米国が優位を保持してきた西太平洋地域において、中国は勢力を伸長してきているため、従来の優位を保持していきたい米国は日本の力を利用しようとしている。



(3) 米国の対中軍事戦略

米国は、中国との直接的な軍事衝突を避けるために一歩後ろに下がり、中国との正面には同盟国（日本）の自衛隊を立たせようとしている。



3 自衛隊の性格

- (1) 自衛隊の出発点…米国はなぜ、日本の再軍備を求めたか。「世界戦争が起きた時、アメリカが日本の戦力を利用できること

がアメリカの戦略にとって極めて有効」（1950年に警察予備隊が創設された直後に、米統合参謀本部議長が作成した覚書）。

- (2) シーレーン防衛と三海峡封鎖（宗谷・津軽・対馬）…冷戦時代は、西太平洋でのシーレーン防衛と三海峡封鎖で米国のソ連封じ込め戦略に協力。防衛庁の高官も「自衛隊は米第7艦隊の補完戦力でいい」と明言。

4 すすむ米国との一体化

中国の脅威をテコに頭（司令部）からつま先（部隊）まで一体化。対中国だけでなく、地球規模で米軍の補完勢力となる。

5 改憲は自衛官募集に協力させるため？

「防衛大臣からの要請にもかかわらず、6割以上の自治体から自衛隊員募集に必要となる所要の協力が得られていません。」（2019年2月10日の自民党大会における安倍首相の発言）

個人情報保護条例やプライバシーとの関係で協力していない地方公共団体がいるというのが実態で、憲法に自衛隊が書き加えられているか否かが協力の有無の理由ではない。

安倍首相発言の背景にあるのは、自衛官の募集難への焦り。

- (1) 少子化の進行で募集対象者の人口は約4割減。自衛官候補生の採用は、4年連続で目標割れ。目標が8624人で、採用は6852人。目標を達成できたとしても、士階級の充足率は7割余。「戦えない軍隊」。

- (2) 苦肉の策として採用年齢上限の引き上げ（26歳から32歳へ）

- (3) 自衛隊の最大の弱点は「人」。2015年の安保法制後はいっそう深刻に。自衛隊に憲法を加えることで個人の人權や地方自治よりも「国防」が優先される国・社会にして、地方公共団体が自衛官募集への協力を断れないような雰囲気を作り上げていくことが安倍首相の狙いである。

子どもを持つ親、教育関係者から名簿問題は関心が高い。

質疑応答

1 自衛隊員不足に関連して

- (1) 外国人に頼ることは検討しているのか…

先進国は少子化が問題になっており、全世界的に軍人の人手不足は問題となっている。フランスでは外国人部隊があり、ドイツもこれを参考に検討している様子。

日本はというと、人手不足は無人兵器等で補うことを検討している様子。

(2) 多産の奨励や少子化対策はなぜ進まないのか

あまり、安倍首相が意識・認識しているとは思えない。

自衛隊の任務を拡大することは危険を拡大することであるが、戦死者を出さないことは至上命題である。戦死者を出せば国民からの信頼を失って、更に人手不足が進むため。

2 中国との衝突についてどの程度想定しているのか

現実的には、経済の相互依存関係からいっても米中が戦争することは考えにくい。それでも、いざ戦争になったら相手を打ち負かせるだけの態勢をとろうとするのが覇権国。しかし、米国も単独で中国と対抗し、この地域における覇権を維持するのは困難なため、日本の力を活用しようとしている。日本の軍拡と日米同盟の強化を進めるための象徴的な敵（脅威）として、中国の存在を使おうとしている。米国にとっては、従来はテロが最大の脅威であったが、これからは修正主義の大国（ロシアや中国）の台頭・挑戦が今後のアメリカを中心とした安全保障秩序を脅かす脅威であると考えている。

3 中国脅威というものをどのようにみるか

たしかに中国は軍拡や海洋進出を進めており、それが日本国民の不安要因になっているのは事実だが、南西方面の軍事体制の強化によって日本の安全性は増すのかといえばそうではない。軍拡競争を誘発し、かえって偶発的な衝突が発生するリスクは高まる。安全保障のジレンマ。

「力による現状変更」と称される中国の南シナ海での活動はどのように見るか。アセアンが中国と交渉し、領土問題で対立していても、これを戦争には発展させないことを約した行動宣言を2002年に結んだ。それ以降、中国は他の国が実効支配している島を軍事力で奪ったことはない。戦争に至らないラインで止めている。尖閣は日本が実効支配している。軍備強化よりも、海上保安庁や警察の態勢強化などで隙をつくらないことが大事。「脅威はない」と全否定するのではなく、脅威をリアルに伝えること。

4 災害派遣

災害派遣のための装備や人員というものはないと思う。2019年度から500億計上されている様子。

5 憲法9条を守らなければならないと街頭演説で思ってもらうには

キーワードはやはり「戦争」。9条を変えてしまったら、世界中で米国の戦争に巻き込まれる危険性が高まることを訴えていく。日本人の戦争への拒否感はまだに根強いと感じているので、戦争は嫌だと思えるようなことを訴えかけるのが良いと思う。

あと、自衛隊員の確保のためにも憲法に自衛隊を明記する必要があるという主張に対しては、絶対に戦争はしない災害救助を中心とする組織であれば、待遇もよいし、集まるはずであり、安倍政権の推し進める「米国と共に戦争ができる国づくり」政策こそが自衛隊員の人員不足を加速させていることを訴えていく。



その後の明乳争議のたたかい

東京法律事務所 金井 克仁

今年の支部総会で報告しました明治乳業賃金差別事件のその後の報告です。

1 中労委命令から行訴（控訴審）へ

2017年2月9日に交付された中労委命令（1月11日付）は、明治乳業の職分・賃金差別の不当労働行為事件について、不当労働行為の成立を認めず労働者を救済しなかった。その後、争議団は東京地裁に中労委命令の取消しを求める行訴を提起した。地裁は中労委命令の附言を基に会社に和解勧告した。しかし会社は一顧だにせず頑なにこれを拒否した。その結果、行訴は証人調をせずに結審し、2018年11月29日に中労委命令を維持する判決がでた。争議団は控訴した。4月16日に控訴審の第一回目が行われ、今回は7月11日となった。

2 明治を社会的に包囲して和解に応じさせるたたかい

こうした経緯のなか、争議団はこれまで以上に明治を社会的に包囲し、高裁等での和解に会社を応じさせるために奮闘している。例えば、2016年1月から毎月継続している本社での「座り込み行動」、経営者に和解を迫る毎月の役員宅要請行動の継続、筆頭株主であるみずほ銀行への争議解決への役割要請、明乳の商品（R-1 ヨーグルトやチョコレート）に関する不祥事・不正行為の告発運動の継続、争議等をかかえている明治はオリンピックのパートナーシップ契約者に相応しくないとして争議解決を促す「是正勧告」の要請活動などである。

3 明治製品の「不買運動」への取組

こうした中で争議団が特に強化しているのが、いわゆる「不買運動」である。争議団は昨年から《明治が争議を話し合い解決して食の安全と社員の人権を守るまっとうな企業になるまで明治製品の不買をする》ことを支援者等に訴えはじめた。あわせて「株式会社明治に『食の安全』求める全国の会」が結成され、働く人の人権を守れない明治は「食の安全・安心」も守られないとして、明治の製品は「買わない・食べない」運動（明治への不買宣言のFAX）が取り組まれている。これを受けて争議団は6月の株主総会までに、不買宣言のFAX用紙5万枚の配布を目指している。

不買宣言のFAX用紙は直接明治にFAXされることになっているので、現在会社にどれだけFAXされているが不明であるが、4月下旬時点では2万枚ほどが全国におりている。

働く人の人権を守れない明治、明乳の商品（R-1 ヨーグルトやチョコレート）について不祥事を隠したり不正行為を行っている明治は、オリンピックのパートナーシップ契約者に相応しくないことを広く周知させ、争議解決のために争議団は最後の奮闘をしている。

以上

生活保護返還金決定処分取消裁判 勝訴のご報告

三多摩法律事務所 佐藤 宙

この度、生活保護の障害者加算を削除した決定が違法であることを理由に国家賠償を求めると共に、一旦支給した障害者加算相当額の返還を求める返還金決定の取り消しを求める行政訴訟において勝訴判決（東京地方裁判所 2019年4月17日判決）を勝ち取ることができたため、この場を借りて報告する。

1 事案概要と請求内容

(1) 事案の概要

原告は、東久留米市に居住し、長年生活保護を利用している者である。原告は、重度の精神障害を抱えており、長年に亘って障害等級2級の精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という）の更新の受けており、その間、生活保護上は、障害者加算の支給を受けていた（月額1万7530円）。障害者加算は、生活扶助の加算の1つであり、一般の生活扶助基準の生活費においては配慮されていない、特別需要を補填することを目的として支給されるものである。

2015年6月30日に、それまで更新されていた原告の精神障害者手帳の有効期限を迎えることとなっていた。原告の障害の程度は軽快していなかったため、主治医から更新が相当である旨の診断書を取り付けて市に提出すれば、障害者手帳が更新されるはずであった。しかしながら、主治医との関係が悪化してしまい、診断書を取り付けることができず、精神障害者手帳が更新されないまま有効期限が経過してしまった。もっとも、原告は、精神障害者手帳の更新が困難な見込みであることをケースワーカーに伝えていたが、その際、ケースワーカーからは障害者加算は削除されない旨の説明を受けた。

もっとも、その後も福祉事務所からは障害者加算の支給が継続された。

しかしその後、2016年9月7日頃になって、東久留米市福祉事務所は、障害者手帳の有効期限切れの事実を認識するやいなや、同月15日付で、下記2つの処分をおこなった（以下、これらをまとめて「本件各処分」という）。なお、遅くとも各処分時点において、手帳の更新がされなかった上述の事情について、一定了知していた。

A 生活保護法（以下「法」という）63条に基づき、障害者手帳の有効期限が切れた日（2015年7月1日）から2016年9月30日まで支給した障害者加算全額の返還金決定（以下「本件返還金決定」という）。

B 同25条2項に基づき、2016年10月1日から障害者加算を削除する旨の障害者加算削除決定（以下「本件加算削除決定」という）。

なお、その後原告は、2017年1月末頃、障害等級2級の精神障害者手帳の交付を受け、その後も間もなく障害者加算の支給が再開した。もっとも、精神障害者手帳が、2016年11月28日付で遡って交付されたため、障害者加算も2016年12月分から遡及支給されることとなり、実際の支給としては、2016年12月分と、2017年1月分の障害者加算が、同年2月にまとめて支払われた。

したがって、結論としては、2016年10月及び11月分の障害者加算は削除されたままとなった。

また、原告の生活の実態からすれば、2016年10月から障害者加算が実際に再開されるまでの2017年1月末までの4か月間は、違法に障害者加算を削除され、生活保護基準以下の生活を強いられていたことになる。この間原告は、食事を1日1食にしたり、入浴を10日に1日に減らさざるを得ない極度の困窮状態に追い込まれた。

(2) 請求の内容

請求の内容としては、①返還金決定の取消しのほか、以下の理由から、②東久留米市及び東京都を共に被告として、加算削除された障害者加算相当額（2016年10月分、11月分の計3万5060円）及び慰謝料（月3万円×4か月の計12万円）を損害とする国家賠償を請求した（本件加算削除決定は提訴期間を経過していたため、取消訴訟ではなく、国家賠償請求で実質的な削除部分の補填を図ったものである）。

東京都を被告にした理由は以下の理由からである。すなわち、ケース記録より、東久留米市福祉事務所のケースワーカーが、障害者手帳の期限切れのみを以て原告の障害者加算を削除して良いのかを疑問に思ったため、東京都にその是非を照会した経過が判明した。これに対し、東京都が、同手帳の期限がきれているため、障害者加算を削除することを前提に、期限切れ後に支給した障害者加算が返還対象となる旨の返答をした。東久留米市は、かかる東京都の回答にしたがって、本件各処分をしたのであった。

かかる経緯から、東京都の上記回答が、本件各処分が行われる原因となっていることがあきらかであるため、東久留米市だけでなく、東京都も国家賠償請求の被告に加えた。

2 争点と主張

争点は、①本件加算削除決定の違法性の有無と、②本件返還金決定の違法性であり、以下の主張を展開した。

すなわち、本件加算削除決定は、生活保護法25条2項の職権による変更（削除）決定である。同条項は、「保護の変更を必要とすると認めるとき」には、職権で保護の変更をしようとしている。本件において同条項に基づく職権の加算削除決定をしようかに当たっては、原告の「障害の程度の判定」をする必要がある（局長通知）。

しかし、上述のとおり、本件で障害者手帳が更新されなかったのは、精神疾患が治癒ないし軽快したからではなく（むしろ悪化していた）、主治医との関係が悪化したからである。したがって、本件においては、手帳の有効期限が切れたことは、原告の精神疾患が治癒ないし軽快が軽くなったことを示すものではないため、手帳を切れた事実を以て原告の「障害の程度」を判定したとは到底いえない。

したがって、「障害の程度」の判定を欠いた本件加算削除決定は、「正当な理由」（法56条）を欠くものであり、違法である。

また、本件返還金決定についても、障害者手帳の有効期間満了後も、障害者加算の該当事由が継続していたため、障害者加算は適法に支給されていたのであるから、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」（法63条）に該当しないため、本件返還金決定も違法である。

主張に当たって留意したのは、実際に原告の精神疾患が軽快していないという点に重きを置くのではなく、職権加算削除に当たり必須となる「障害の程度の判定」を行っていないというところに重点

を置いたことである。この点こそが本件の本質であり、無用に原告の疾患の症状の主張立証に踏み込むべきではないとの判断からである。

3 判決内容

(1) 本件各処分の違法性について

判決も、以下に述べるように、概ね原告の主張にそった内容で、原告の請求を認容した（ただし、後述の通り、東久留米市に対する慰謝料の一部と東京都に対する請求は棄却した）。

すなわち、上述した法25条2項及び、不利益変更「正当な理由」が必要であるとする法56条の趣旨からすれば、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由については、保護の実施機関側（東久留米市側）が主張立証責任を負う。

その上で、精神障害者手帳が更新されなかった事実が、障害者加算を要する障害の程度に該当しなくなったということを一応推認させるとしつつも、原告が2007年6月から障害等級2級の精神障害者手帳の更新を続けていた事実、同手帳を更新できなかったことが所定の等級に該当しなくなったという医師の診断に基づくものではなく、通院先の医師との関係が良好でなかったことによること、同手帳の有効期限である2015年7月以降も断続的に精神科や心療内科に通院していたことからすれば、障害者加算を要する障害の程度に該当しなくなったとの認定に合理的な疑いが生じさせる事情であるとし、障害者加算の要件該当性が失われたことは明らかになっていないとした。

その上で、結論として、本件各処分のいずれもの違法を認めた。

(2) 国家賠償請求について

東久留米市については、本件加算削除決定の違法性を前提に、過失も認め、損害賠償請求を認めた（ただし、削除された障害者加算削除相当額のみ認容、慰謝料は棄却）。

もっとも、東京都については、東京都の回答が「技術的な助言」（地方自治法245条の4 第3項）であり、東久留米市ないし同福祉事務所を法的に拘束するものではないこと、本来、生活保護の実施は、同福祉事務所長が自らの権限と責任においておこなうべきものであることからすれば、東京都の回答と損害との間の因果関係が認められないことを理由に、請求を棄却した。

4 判決の評価と今後の活用・運動

判決は、「障害の程度の判定」をしたか否かという手続き的な面からではなく、障害者加算の要件該当性という実体的な面からの検討をしているものの、主張立証責任を東久留米市側に課す構成を採ることで、概ね原告の主張に沿った判断をしたものといえ、相当である。

また、国家賠償請求についても（加算削除額相当に限ってはあがあるが）認容している。審査請求期間や提訴期間を経過した削除決定についても、国家賠償請求を用いた実質的な被害回復の道を開くものであり、評価できる。

一方、東京都に対する請求を棄却した点は不当である。東京都は、生活保護法上、東久留米市福祉事務所を監査する立場にあり、本件の回答が仮に技術的助言であるとしても、同福祉事務所の事務処理は、事実上これに拘束されるといえる。にもかかわらず、その点を軽視して、回答と本件加算削除決定、ないし原告の損害との因果関係を否定した点は、実態に反するものであり是認できない。

同種の事案の発生は、全国的に見ても少なくないものと思われる。障害者加算は、重い障害を持つ

生活保護利用者にとって、正に命綱であり、違法な削除決定は、生活保護法違反になることはもちろん、憲法25条1項違反となる。

本判決を全国的に周知徹底し、同種事案が起こらないよう、地域の生活と健康を守る会等と連携し、運動を展開する必要がある。

本判決については、東久留米市側が不当にも控訴をした。これを受け原告側も、慰謝料棄却部分に対する控訴を申し立てた。高等裁判所での完全勝利のために全力を尽くす次第である。

なお、本件は、首都圏生活保護ネットワークから、今井麻紗子弁護士（非団員）が受任して審査請求をしたものの不当にも棄却されたため、取消訴訟段階から、田所良平団員と当職が弁護団に加わったものである。

足立区戸籍業務外部委託問題

北千住法律事務所 石井 一禎

第1 事件の概要

- 1 平成25年3月25日、足立区は、戸籍窓口等の窓口業務を富士ゼロックスシステム株式会社（以下「富士ゼロックス」といいます）との間で外部委託契約（以下「本件委託契約」といいます）を締結しました。

そして、平成26年1月1日から、本件委託契約に基づき、足立区役所の窓口業務（以下「本件委託業務」といいます）が開始されました。

当時、足立区長は、本件委託により、「サービス向上、コスト削減」と説明していました。

しかし、さらに、本件委託には、以下のような問題がありました。

（1）プライバシー侵害の危険

戸籍には、個人の出生・死亡、婚姻等の重要な親族法上の身分関係の個人情報が記載されており、本件委託により、外部の受託業者（本件では富士ゼロックス）が上記個人情報に触れることにより流出する危険があるものでした。

（2）地方自治法第2条14項、15項違反

地方自治法第2条では14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定され、同条15項では「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされています。

本件委託により、待ち時間の増加や直営時代ではありえないミスが発生などにより、サービスは低下しました。

これは、上記地方自治法に違反する疑いのあるものでした。

（3）戸籍法違反

委託業務開始後の、平成26年2月1日、東京法務局から本件委託業務について、調査する旨の通知があり、同年2月25日、東京法務局の調査が行われました。

上記調査のなかで、受託業者が受理決定の入力を行っていたこと、窓口において受託業者によ

る受理をしないで、区民を帰させる行為が行われていたこと、補正・付箋処理についても何ら権限のない受託業者がおこなっていたことが判明しました。つまり、権限のない者が事実上の公権力の行使をおこなっていたのです。

(4) 労働者派遣法違反24条の2違反の是正指導

さらに、同年4月30日、東京労働局による調査が行われ、以下の問題が判明しました。

本件委託業務では、「エスカレーション」と称した行為により、疑義照会をすることが定められており、足立区が富士ゼロックスの業務に参与することがあらかじめ想定された内容になっていたことがわかりました。つまりこれは、本件委託契約が、請負契約であるのに関わらず、注文主（足立区）が請負人（富士ゼロックス）に指揮・命令することになっていたのです。これにより、同年7月15日、労働者派遣法24条の2に違反すると是正指導が東京労働局から足立区に対して行われました。

第2 裁判の概要

1 提訴の経緯

このように、本件委託契約は、上記のような違法事由がある内容のものでした。

そこで、2015年1月21日、足立区の住民は、違法な契約に基づいて足立区が富士ゼロックスに本件委託契約に基づいて、委託料を支払ったことは、違法・無効な公金支出であると考えて、近藤区長に対して、本件委託契約に基づいて支出された委託料の返還（平成25年7月から平成27年9月までの委託料、総額2億3500万4500円）を求める住民訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。

2 裁判運動の成果

これら、東京法務局や東京労働局による是正指導や裁判闘争により、当初の本件委託業務の範囲は変更・縮小され、多くの業務が直営に戻りました。

このように、重要な業務が直営に戻ったことの事実が、戸籍等の民間委託が失敗に終わったことの証であるといえます。

3 判決の内容

判決（2019年3月1日）の内容は以下の通りでした。

主文 原告らの請求を棄却する

主な理由

「本件委託契約は、足立区が、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けているとは認めない参加人から労働者派遣の役務の提供を受けることを内容とする労働者派遣法24条の2に違反する契約であったと認められる」

「本件委託契約は、・・労働者派遣法24条の2に違反する違法なものであったといえるが、・・私法上無効であるとまではいえない」

判決は請求棄却でした。しかし、判決理由中で、足立区の戸籍業務の委託が労働者派遣法違反であったことは認められました。

このような専門的な公的業務の民間委託が労働者派遣法に抵触する可能性を示した裁判例として、全国的な公的業務の民間委託の流れへの歯止めになる判決になると思われます。

メーデーの感想

中央メーデーの感想

東京東部法律事務所 岩本 拓也

去る5月1日、東京・代々木公園で開催された第90回メーデーに参加をしました。天候が心配されましたが、当日は快晴となり、多くの人がメーデー会場に向かっていました。当日は、10時半から「特集 安倍政権の税金の使い道」と「平和の樹を切るな!」のリーフレットの配布をしました。メーデーに参加される方々が次々と受け取ってくれ、用意をしてきたリーフレットはあっという間に配り終わりました。「特集 安倍政権の税金の使い道」のリーフレットについては、軍事費が急増していることがグラフで示されているとともに、F35 戦闘機の購入費である1.7兆円以上の税金が88.6万人分の保育の受け皿を整備する費用である1.4兆円を大きく上回っていること等、



数字でしめしつつ、イメージのイラストが掲載されていて分かりやすい内容だなと思いました。こういった、一目みて頭に入ってくる工夫はとても良いなと思いました。

会場に入ると、のぼり旗や横断幕を掲げる参加者の熱気で会場は熱気に包まれつつも、家族連れの方も多く、和やかに談笑する姿も多く見られました。

そして、私は当日、人生初めてのデモに参加しました。マイクでの



シュプレヒコールに続いて、「憲法9条を守ろう」、「全国最低賃金一律1500円を実現しよう」「非正規をなくそう」「消費税10%増税反対」「辺野古新基地建設反対」「原発をなくそう」といったコールをしながら、数人の同期と東京支部作成の横断幕を掲げながら、元気よく行進をしました。声を出しながら表参道の大通りを歩くのは、とても新鮮であるとともに、今まで私の中で机上のものであった表現の自由によって保障されたデモ行進をしていることに感慨を覚えました。沿道には多くの方がいたので、普段は憲法や労働の問題をあまり考えていない方々にも少しでも興味を持ってもらえればと思いました。

デモ後、懇親会が行われました。懇親会には、大ベテランの団員から1年目の団員まで多くの団員

が参加をしました。メーデーの話や最近出た判例の話、新元号の話、その他等々で談笑をし、とても楽しい時間を過ごせました。

メーデーに参加して、多くの人が同じ要求の実現に向けて活動していることを実感することができ、SNSが発達した時代においても、集会やデモに参加して声を上げることは大事なことだと感じました。

今回、メーデーに参加をして、集団の声をあげることの大切さとこれを憲法が保障している重みについて実感することができました。普段の事務所での9条の会の活動や自由法曹団等での活動を通じて、憲法9条の改憲がどれ程危険なのかを訴えていくとともに、社会保障の充実や給付型奨学金の充実により、格差のない社会の実現に向けて尽力をしていきたいと感じました。

メーデーを終えて

城北法律事務所 片木 翔一郎

今回初めて団支部ニュースの原稿を依頼された私がこの筆をとっているのは5月6日のお昼すぎ。なぜゴールデンウィーク中にもかかわらず原稿を書いているのか。それは、今日が原稿の締切日だからである（追記：実家にいたためなんだかんだと捗らず結局のところ6日中には提出できなかった）。メーデーという労働者の祭典の原稿を5月6日までに文章にまとめるという、全く労働者をゴールデンウィークに休ませる気の無い皮肉なスケジュールもどうなのだろうとは思いますが、よくよく考えるとそもそも私は労働者ではないのであった。もしくは片木は高度でプロフェッショナルな労働者に違いない、として6日に期限が切られたのかもしれない（なお念のため断っておくが私の年収は1075万円未満である）。



さて、冗談はこのあたりにして、本題に入る。5月1日朝、我々は原宿前神宮橋に集まった。晴天。自由法曹団の旗がたなびいている。いつものリーフレットに加え、新バージョンのものを橋上で配布するがなかなか受け取ってはもらえない。そのようななかでも、これからメーデー頑張らましようとして受け取ってくれる人には勇気づけられる。リーフレットを配り終わるとメーデー会場へと移動となる。道中には各団体の街宣車が並ぶ。会場には無数の旗が立っている。その様相はさながら戦場のようであり、労働者の力強さを感じた。知った顔と話しつつ会場を右往左往していると、誰が指示を出したのかおもむろにあちこちに列が形成される。我々自由法曹団のメンバーは各法律事務所の一行とともに列をなした。いよいよ前の列が動き出し我々もその一步を踏み出した。まことに恥ずかしながらデモ行進というものは初めてであり、気持ちは高ぶっていく。沿道の人々は我々にカメラやスマートフォンを向ける。神宮という土地柄、観光に来た多くの外国人も興味津々である。一通り行進を済ませ、私は清々しい思いで行列を後にした。

ここで事実ばかり挙げてもしようがないので意見も述べる。思うに、人口減少が続くなかで日本経済の見通しは決して明るいとは言い難い。暗い未来から逃れるために必要なのは、賃金のボトムアップである。高所得者に富を配分しても消費には回らない。高所得者はあえてそれ以上の消費の必要が

無く貯蓄が可能だからである。本当に経済のことを考えるのであれば、トリクルダウンなどではなく賃金は底から上げるべきである。底上げに使われた資本は全て消費に回る。今回のメーデーでも最低賃金1500円以上や全国一律最低賃金を叫ぶ労働者は多くいた。私は、経済学者ではないのでいますぐ最低賃金1500円以上や全国一律最低賃金を実現することがよいのかどうかはわからない。しかし、最低賃金の全体的な引き上げが長期的な方向性として正解であることは疑っていない。以上を私の意見とする。

ところで、今回のメーデーで残念だったのは、改元日と重なったことにより令和令和の大合唱でメーデー関連の報道がほとんどなされなかったことである。改元は数十年に一度、メーデーは年に一回であるからある程度は仕方ない面があるとはいえ、これも天皇制を私物化する政権のせいであろうか。しかし、もはやテレビ新聞だけがメディアだった時代ではない。メーデー参加者の行動は SNS 等を通じてしっかりと発信されているのである。我々一人一人が参加することの意義は日増しに大きくなりつつある。

三多摩メーデー

三多摩法律事務所 藤井 宏治

前日から降り続いていた雨が嘘のように止み、新緑の5月とは思えないほどの強い日差しの中、第90回三多摩メーデーは開催されました。例年どおり、道に迷いながら三多摩メーデーの会場である井の頭公園にたどり着くと、ベビーカーに乗った赤ちゃん



からお年寄り、さらには大勢のピカチュウ（のお面を被



った方々）までが、労働者の団結のために元気づけ、楽しみながら声を上げていました。

午前11時40分頃、井の頭公園から吉祥寺駅までの1.2キロメートルのデモ行進を始めました。以前参加した際には、雨という悪条件のせいか、道行く人も非常にまばらでしたが、今回はジョギングをする方、散歩をする親子、バスに乗る方々といった多くの方々に労働者の団結、平和の声を届けることができました。ビルが立ち並ぶ吉祥寺駅前を行進している際に初参加の事務局の方が呟いた「憲法って、やっぱり凄い。」との言葉がとても印象に残っています。

自宅に戻ると、お土産として持ち帰ってきた「日焼け」の痛みを感じながらも、「憲法って、やっぱり凄い。」と改めて思った三多摩メーデーでした。

5月3日憲法集会に参加して

憲法集会感想

代々木総合法律事務所 藤原 朋弘

5月3日、憲法記念日ということで、有明防災公園で行われる憲法集会に行ってきた。

憲法集会に行ってみて特に感じたことは、思ったより若者が多かったことである。確かに、メーデーや東京レインボープライド（LGBT等に関するイベント）と比較すれば、少なかったが、私が思っているよりは多かった（見渡す限りご高齢の方ばかりという状況を想像していた）。プログラムのにも若者が楽しめるプログラムではなかったように思えるが（企画の方ごめんなさい）、一体どういうことなのだろう？想像するに、今の安倍政権さすがにやばすぎると感じている若者がそれなりにいるということなのだろう。お台場やディズニーに行くついでに寄ってみようと思ったのかもしれない。ただ、今の改憲を止めるにはもっと多くの若者に参加してもらう必要がある。より若者を増やすために若者憲法集会とコラボして、若者憲法集会の企画的なものを憲法集会で行うというのはどうだろうか？



内容の感想としては、ステージ上で、共産党、立憲民主党、国民民主党及び社民党が連帯して挨拶したというのは、野党共闘に対する期待を膨らませるものでとても良かった。また、安倍晋三氏を「安倍くん」とこき下ろした永田浩三さんのトークもユーモアがあってとても楽しめた。また来年も行きたい。

憲法集会に参加！

八王子合同法律事務所 白根 心平

5月3日は、連休最初の曇り空とはかわり、強い日差しが注ぐ日和となりました。

リレートークでは、元山仁士郎さんや風の谷のナウシカのナウシカのコスプレをしている（おそらく、ナウシカ。狙いは分かりませんでした。）京都大学教授高山佳奈子さんが憲法に対する思いを述べていました。

私は、リレートークの最後に現在の報道機関の政権追従の姿勢に警鐘を鳴らし、「市民とジャーナリストの連帯」で「メディアを市民の手に取り戻す。」という趣旨の訴えを行った元NHKプロデューサー永田浩三さんのお話が非常に印象的でした。



はじめての憲法集会

東京合同法律事務所 山崎 大志

初めて憲法集会に参加しました。GWに終わらせようとしていた仕事は、全くやる気が起きないため、全く捗っていませんでしたが、5月3日の憲法記念日は、憲法について考えなきゃ！と思い立ち、集会に参加しました。

はじめに驚いたのは、参加人数の多さでした。緑の芝生全てに参加者が座っていて、改憲派以外の野党や市民団体が大勢参加していて、活気を感じました。約6万5000人が参加したそうです。

また、朝鮮学校の学生のスピーチと合唱には、胸を打たれました。朝鮮学校無償化訴訟でたたかっている当事者の言葉は、重みが違うことを実感しました。やはり、弁護士たるもの当事者の声に耳を傾け続けたいといけなそうですね。

そして、最後のパレードは、約3kmを行進するもので、久々に良い運動をしました（笑）。集会の場所を確保するのはなかなか難しいかとは思いますが、せっかくパレードをするなら、もっと通行人がいる場所でした方がメッセージを訴えられるのではないかと感じましたが、みんなで声を出しながら行進するのも楽しかったです。

団東京支部の皆さん、来年は全員参加でいきましょう！



みなし「新人」の自己紹介

弁護士法人響 澁谷 望

1 自己紹介

初めまして。弁護士法人響の澁谷望（第69期）と申します。「新人」というにはいささか熟成が進んでいる気もいたしますが、まだ「新人」の消費期限は過ぎていないと自負はしておりますので、ここでは「新人」として自己紹介させていただけたらと思います。

2 弁護士を目指した理由

- (1) 私も自分なりには一生懸命に依頼者の権利利益を守るために仕事をしており、はや3年目に突入しているところです。振り返るには早いかもしれませんが、せっかく「新人」として自己紹介させていただきますので、初心に還ろうと思います。
- (2) 私が弁護士になることを本格的に目指したのは、大学3年生の頃からですが、その種ができたのは、小学生高学年の頃でした。私が通っていた私立小学校の隣町では、根深い被差別部落問題があり、道徳の授業で何度かこの問題について検討しました。私は、その頃、「自分が暮らしてい

る国は、なんて平和で幸せな国なんだ！ご飯もおいしいし、テレビゲームも楽しいし。」と想っていたので、この問題を知ったとき、「自分の知っている世界は、ほんの小さな一部でしかなくて、世の中は不合理なことの方がたくさんあるんだ。」とかなりの衝撃を受けました。そして、当時の私は、「じゃあ、自分が思い描いていた平和な国になるようにすればいいんじゃないか。そうするためにも、自分は社会的な役割を持つ仕事にいつか就きたい。」と考えるようになりました。

- (3) その後、私は、情熱もすっかり冷めてしまい平凡な大学生生活を営んでいたのですが、ある日、悪友（今となれば恩人というべきかもしれませんが。）から、「弁護士目指すんだけど、一緒に勉強しないか。」と誘われることがありました。当時、勉強することを避けてしまっていたので、内心は嫌々だったのですが、そもそも弁護士とは何なのか調べようと思い、弁護士法を読んだところ、第1条に「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定があるのを見つけました。そのとき、私は、子供の頃に持っていたあの情熱を思い出し、「ああ、自分がなりたかった職業は、弁護士なんだ！」と運命を感じて、弁護士になる道を選ぶことになりました。

3 弁護士になってから

私は、1年目の半分を東京と名古屋で過ごしました。名古屋では、北村栄先生に原発についてお話を聞かせていただきました。2年目以降は、東京で日々奮闘しております。1年前から名古屋において単身で仕事をしておりましたので、本当に大変でしたが、東京に居続けたならば知りえなかった（知ろうとしなかったというのが正確かもしれませんが）地域特有の問題を知ったり、地方から見た東京に対する視点などを少しは醸成できたのではないかと思います。

4 これから

私が、弁護士として、一自由法曹団員としてやりたいことは、ミクロな視点の人権問題に携わることです。何をもってミクロとマクロを分けるのかは難しいですが、率直には、「身近で困っている人を救いたい」と思っています。国内・国際情勢、政治経済という大きな問題の解決が大事なことはいうまでもありませんが、私は支流にある小さな、でも重要な人権問題を見つけて、それに携われるような弁護士になりたいと思っています。

なかなか事務所業務の他に避ける余力と時間がないため種々の活動に参加できておらず大変お恥ずかしい限りではありますが、学習会や支部のイベントに参加した際に暖かく迎えていただければ幸いです。

若輩者ではありますが、これからもご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

4月幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

- ・ 4月18日、米司法省ロシア疑惑、捜査報告書公表。刑事訴追は見送るも「10の捜査妨害行為」を認定。ロシア政府の大統領選介入を断定したうえトランプ陣営が接触していた事実を認定。しかし、ロシア政府との共謀は否定。

トランプ政権への打撃は大きく、さらなる迷走のきっかけになる可能性。

イ 国内情勢

- ・統一地方選後半戦 4月21日投開票 衆院大阪12区、沖縄3区補選で自民2敗。10年ぶり敗北。野党共闘沖縄3区で屋良氏勝利。大阪は立民、国民は自主投票。衆参同時選の可能性も。各地の選挙戦について意見交流、共産党と立憲民主で議席の取り合いが多いのでは。

後半戦の結果は、立民3%増、自民・公明1~2%増、共産1.7%減

改元ムードによる盛り上がりによるものもあるのでは。行事が10月まで続けられる。参院選も投票行動が似通ってしまうのでは。

ネット戦略で押されている部分もある。虚偽をネットで広められたりしている。

投票率を上げる取り組みを行うべきでは。政権交代をするためには投票率を上げることが不可欠。かつ、国としても反対はできないはず。

- ・立民長妻代表代行21日、「野党共闘を強力にすすめていきたい」と発言。23日、枝野、玉木会談、衆参同日選を見据えて協議。
- ・萩生田自民党幹事長代行の迷走(=安倍の迷走)? 22日「景況感次第で消費税の延期もあり得る」と消費増税の3度目の延期を示唆。延期の場合は国民に信を問うとも。菅長官22日「首相がやるといえばやる」と明確に否定せず。18日「新しい『令和』の時代になったらキャンペーンを張り少しワイルドな憲法審査を進めたい」と野党が拒んでも憲法審を開催すべきと発言、しかし19日に撤回。
- ・延期ではなく5%に引き下げる?(週刊ポスト)大和総研「日本経済中期予測(改訂版)」で日本の実質GDPが最大で3.6%程度減少と分析(リーマンショック当時マイナス3.7%に匹敵)、また、4月16日からの日米貿易交渉でトランプ政権が消費税の輸出戻し税を自動車などへの「輸出補助金」と批判し10月からの消費増税を問題視したことによる。
- ・22日、自衛隊幹部2名をエジプト・シナイ半島でイスラエル、エジプト両軍の停戦監視活動を行う「多国籍軍・監視団(MF0)」(米軍中心)司令部要員に派遣。安保法の「国際連携平和安全活動」の初適用。
- ・NHKスペシャル「平成史 スクープドキュメント 自衛隊変貌の30年」(4月20日)専守防衛を越える自衛隊の実態を詳細に報道。イラク戦争で戦死を想定したR計画を暴露(遺体を輸送する手順、棺12箱など)。

2 今後の取組と検討事項

1 憲法・平和

(1) 平和の樹リーフ

- ・普及状況

残部約4200部、メーカーで2000部配布予定、赤字は出る

残部は保管しておき定価で販売。本部リーフとの違いをアピール(自衛隊についての記述など)。

(2) 3000万人署名の取り組み

- ・FAXニュースで取り組み継続の声掛けは行う、全国的に伸びていない。東京のみ増加。

(3) 安倍改憲阻止

ア 街宣

イ 5・3集会

(4) メーデー

2 弾圧対策本部

弾圧はなかった。

妨害、干渉行為は多々あった。

- ・暴言
- ・葛飾で、NHK から国民を守る党からの妨害
- ・瑞穂町では、出刃包丁を持ち出してきた男
- ・壁にポスターを貼っていると、警察からの干渉 等々…

3 支部運営

(1) セクハラ対策PT

- ・4月23日対策会議実施。相談窓口規則を検討。資料のとおり。

次回5月29日16時、7月幹事会までに確定し、8月サマーセミナーから開設。

規約の案文について、野澤幹事長から報告、7月の幹事会までに確定させ、8月サマーセミナー以降開設を予定。アンケートに対する反応として否定的なものは特になし。

(2) 若手PT

- ・今後検討→新人向け+団若手に対して定期的な企画→サマーセミナーの一つの企画として、若手向けの企画を実施する、5月以降、会議で検討。

- ・5月集会にはそれぞれ担当の分野の分科会に参加。

4 支部ニュース（5月号）

5 幹事会活性化

本日の布施氏の参加状況（12名）、進行、懇親会。

講演、学習、事件報告などを企画する。

次回以降の企画をどうするか（フィールドワーク、若手に報告等の役割を振って、一度は来てもらう、若手PT企画を入れるべきでは、スカイプなどの利用？、東京独自の問題の調査、例えば自衛隊による自治体への情報提供要求、投票率アップのための各地の取り組み等、主体となって活動してもらい、それを報告してもらう。）

6 その他

- ・団本部常任幹事会報告
- ・団本部からの要請：少年法適用年齢引き下げ反対

<当面の日程>

5月19日（日）14時～15時 19行動@議員会館前

5月22日（木）12時～12時45分 憲法共同センター街宣@池袋東口

5月25日（土）～27日（月） 石川県・能登5月集会

5月30日（木）14時～17時 幹事会（16時～17時 山添拓参議院議員情勢報告会、その後、懇親会）

セクシュアルハラスメント相談窓口の設置に関する規則(案)

(4月24日幹事会資料として提出した規則案)

自由法曹団東京支部

- 第1条 本支部は、自由法曹団及び本支部においてセクシュアルハラスメントが行われることを防止することを目的とし、セクシュアルハラスメント相談窓口を設置する。
- 第2条 この規則において、セクシュアルハラスメントは、自由法曹団若しくは本支部の活動、又は本支部団員の活動若しくは職務において、他人に不快感を感じさせる性的な言動（生物学的若しくは社会的な性差、又は、性的指向若しくは性自認を理由とする差別的取り扱いを含む）をいう。
- 第3条 次の各号に掲げる者は、本支部に対し、苦情又は相談（以下、「苦情相談」という。）を申し出ることができる。
- 一 本支部団員又は本支部に勤務する事務局員からセクシュアルハラスメントを受けた者
 - 二 自由法曹団員であって本支部団員でない者からセクシュアルハラスメントを受けた本支部団員、本支部団員の所属する法律事務所に勤務する事務局員、又は本支部に勤務する事務局員
 - 三 本支部の総会その他本支部が主催するイベントにおいて、セクシュアルハラスメントを受けた者
- 第4条 本支部は、苦情相談に応じる者として相談員を選任し、相談員会議を設置する。
- 2 相談員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 本支部長は、第1項の相談員会議から、委員長1名を選任する。
- 第5条 相談員会議委員長は、第3条の苦情相談の申し出があったときは、相談員の中から当該苦情相談に応じる者を指名し、相談に当たらせる。
- 2 前項の指名を受けた相談員は、当該苦情相談を申し出た者（以下「申出人」という。）から事情を聴取し、当該苦情相談の問題解決のために必要な説明、助言を行うものとする。
 - 3 相談員は、苦情相談に応じたときは、行った事情聴取等の内容について書面に記録し、速やかに相談員会議に提出して報告しなければならない。この場合において、申出人が当事者の氏名又は行為の具体的内容等申し出にかかる事実の詳細について報告されることを望まないときは、これに配慮して報告しなければならない。
- 第6条 相談員会議は、相談員から前条第3項の報告を受け、調査を行う必要があると認めるときは、相談員から適切な者を指名して、当該苦情相談においてセクシュアルハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）又は目撃者その他の関係者から事情聴取を行うことができる。
- 第7条 相談員会議は、第5条及び前条の調査の結果、並びに処理方針に関する意見を書面に記録し、本支部長に提出して報告する。この場合において、申出人が当事者の氏名又は行為の具体的内容等申し出にかかる事実の詳細について報告されることを望まないときは、これに配慮して報告しなければならない。
- 第8条 本支部長は、前条の報告を受け、本支部執行部の意見を聞いた上で必要があると認めるとき

は、相手方に弁明の機会を与えた上で、当該苦情相談にかかる問題の解決のために次に掲げる措置を行うことができる。ただし、第6条の調査において十分に弁明の機会があったと認められるときは、改めて弁明の機会を与えることを要しないものとする。

- 一 相手方に対する助言又は勧告
- 二 謝罪等のあっせん

第9条 相談員は、苦情相談に応じ又は調査を行うに際しては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、真摯かつ迅速に対応しなければならない。

- 2 本支部長、執行部及び相談員は、正当な理由がある場合を除き、苦情相談及び調査の過程で知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

第10条 本支部長は、苦情相談の件数その他の情報を公表するに際しては、申出人及び相手方等関係者のプライバシーに配慮して適切に取り扱わなければならない。

以上

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの特長共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引2.5%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時も、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の補償率で就業不能による就業不能も補償**します。

＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引2.5%、補償期間1年、補償率30%、補償率特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最长70歳まで長期に補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- 所定の補償率で就業不能による就業不能も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数的上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引2.5%、保険期間1年、補償率30%、補償率特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取次代理店＞ 株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 南本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後5時まで）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公認開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（GJWK18-08897、平成30年11月6日）